

登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24~48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で平成 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日: 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より
※一部「学校保健安全法施行規則準用